



退職後の 健康保険について

CONTENTS

(社会保険に加入している家族の)被扶養者になる	P1
国民健康保険(市区町村)に加入する	P3
(当健康保険組合の)任意継続被保険者となる	P5

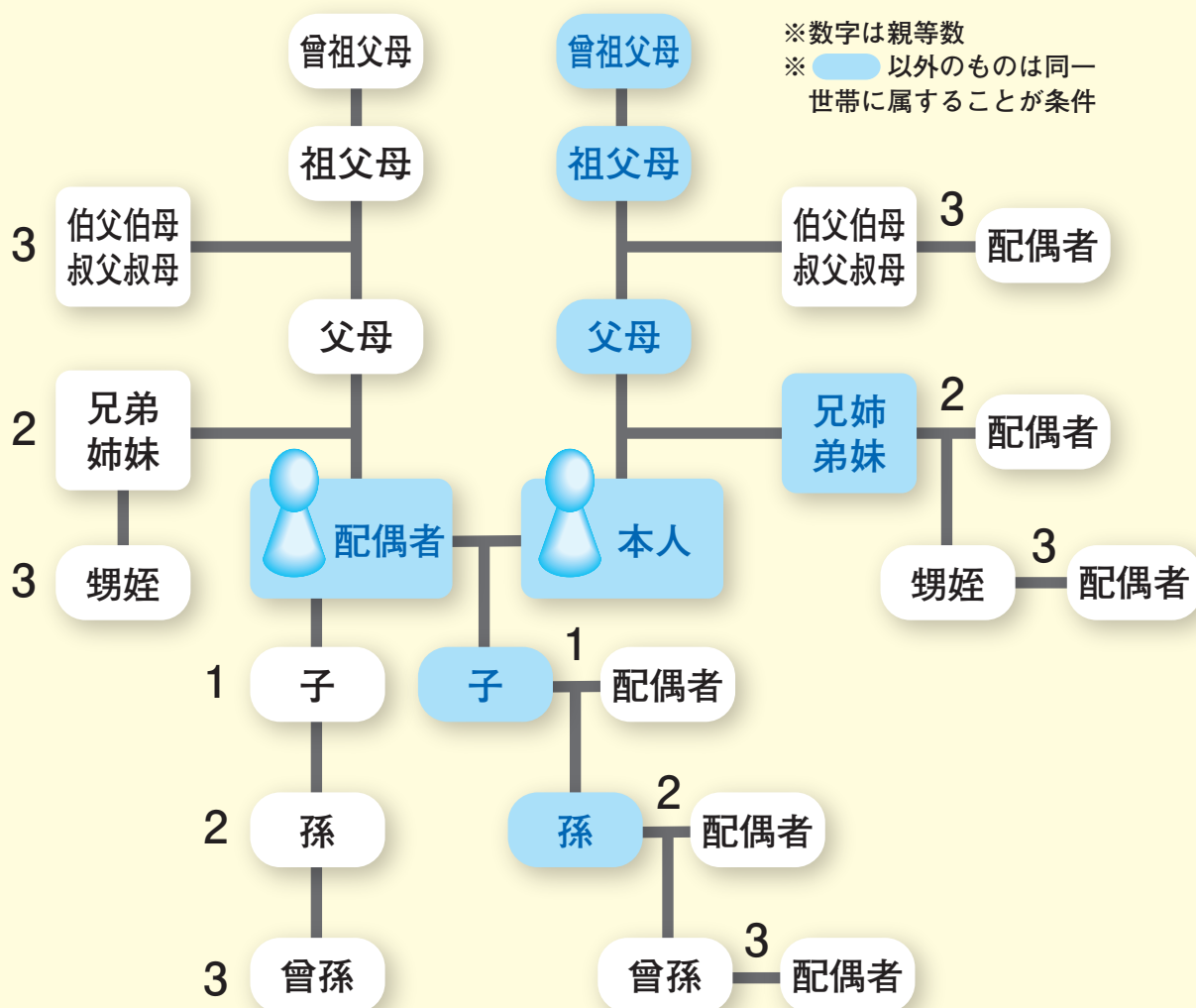
(社会保険に加入している家族の) 被扶養者になる

健康保険では、被扶養者として認定された家族に保険料の負担無く保険給付を行います。被扶養者と認められるには【被扶養者になれる人の範囲】と【収入】について一定の条件を満たしている必要があります。
なお、【被扶養者になれる人の範囲】は法律で決められています。
また、被扶養者となるためには、健康保険の認定を受けなければなりません。

被扶養者になれる人の範囲

原則として国内に居住している三親等内の親族で、主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。

三親等内の親族とは？



収入について

扶養の程度の基準としては、被扶養者となる人の年間収入が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であることとされています。

【収入の範囲について】

給 与	通勤交通費などの非課税収入や賞与も含みます。
年 金	遺族年金・企業年金・障害年金等の公的年金で、介護保険料など控除前の年金支払額を収入とみます。
事業所得	収入から加入先の健康保険が認めた直接的必要経費を引いた所得を収入とみます。
不動産・株配当	家賃や株の配当金など定期的な所得を収入とみます。なお、相続などに伴う一時的な所得は該当しません。
失業給付／傷病・出産手当金等	受給金額によって扶養家族として認定されるケースもありますので、詳しくは加入先の健康保険にお問い合わせください。

詳しい被扶養者認定基準や、手続きに必要な書類等につきましては加入先の健康保険にご確認ください。

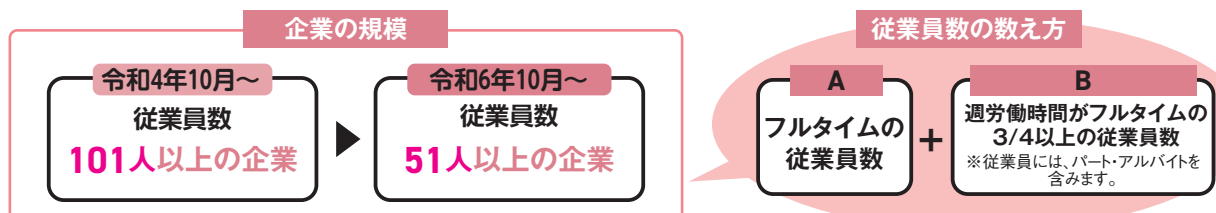


パート・アルバイトの方も社会保険に入れる可能性があります。

パート・アルバイトの方の社会保険適用拡大

令和6年10月1日から、パート・アルバイトの方の社会保険加入の基準が変わりました。1週の所定労働時間および1カ月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合は被保険者となります。また、4分の3未満の場合でも下記の5つの要件をすべて満たした場合、健康保険の被保険者となります。

対象となる企業 対象となる企業は従業員が51人以上の企業が対象です。



新たな加入対象者 新たに加える対象者は、次の要件をすべて満たすパート・アルバイトの方です。

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上
- ・ 月額賃金が8.8万円以上
- ・ 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- ・ 学生ではない

国民健康保険(市区町村)に加入する

お住いの市区町村で手続きを行います。手続きに必要な書類や具体的な方法等はお住いの市区町村にお問い合わせください。ここでは、一般的な国民健康保険の仕組み等を記載しています。

退職される理由等によって、任意継続に加入するより健康保険料の負担が少なくなる事もあるため、あらかじめ確認しておくことをおすすめします。

国民健康保険 保険料の納め方

市区町村が決定した年間保険料(税)を、市区町村が定める納期までに納めます。

納付方法

1. 口座振替
2. 納付書
3. 年金からの天引
4. クレジットカード
5. 電子マネー
6. キャッシュレス払い(Pay-easy等)等、多数あります。

(市区町村によって取り扱い有無が異なります。お住いの市区町村にご確認ください。)

また、① 手数料がかからない

- ② 4. クレジットカード、5. 電子マネー、6. キャッシュレス払い(Pay-easy等)は、
条件によってポイントが貯まる
等、お得になる場合があります。

国民健康保険 保険料の考え方

国民健康保険の保険料(国民健康保険税)

1. 医療分保険料
2. 後期高齢者支援金分保険料
3. 介護分保険料(40歳以上65歳未満) この3つの合計額からなります。

それぞれについて、以下の4つの項目から保険料を算出します。

A. 所得割

その世帯の所得に応じて算定(所得額×料率)

総所得金額から基礎控除額(33万円)を引いた額に保険料率を掛けて算出

B. 資産割

その世帯の資産に応じて算定(固定資産税額×料率)

C. 均等割(被保険者均等割)

加入者一人当たりいくらかとして算定(加入者数×均等割額)

D. 平等割(世帯別平等割)

一世帯当たりいくらかとして算定

お住いの
市区町村にて
ご確認ください。



これらの組み合わせ及び各項目の金額・割合(%)は、各市町村が個々に定めるため、お住いの市区町村によって保険料が大きく異なることがあります。

保険料(税)は、国保に加入する資格が発生した月の分から納めなければなりません。届け出をした日からではありませんので、注意しましょう。

年度の途中で国保に加入したり、やめた場合は、月割りで計算し、市区町村が定める納期までに納めます。

保険料(税)は、4月～翌年3月までの年度ごとに計算されます。

国民健康保険 軽減制度・減免制度

国保には保険料の軽減制度や、災害・失業などにより保険料の納付が困難となった場合の減免制度や軽減制度があります。(自治体によって制度の有無があります)

◆減免制度

平成22年4月1日から、市区町村が運営する国民健康保険制度において、倒産や解雇、病気等を理由に失業した方の国民健康保険料(税)を軽減するという制度が開始されました。

対象者

退職理由が、会社都合及び病気、介護、育児、通勤不可能等正当な理由(定年退職は除く)の自己都合退職の方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが以下のいずれかである方)

※ご自身の受給資格者証でご確認ください。

特定受給資格者※ ¹	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者※ ²	23・33・34

※1 特定受給資格者…会社の倒産、解雇等会社都合で離職した方

※2 特定理由離職者…雇止め及び病気、介護、育児、通勤不可能等正当な理由で自己都合退職した方

- 退職時に65歳以上の方、季節的あるいは短期間の雇用形態だった方は、今回の軽減制度の対象になりません。
- 雇用保険受給期間の延長をする方は、「雇用保険受給資格者証」が発行されないため延長中は対象になりません。

この制度では、対象者の国民健康保険料(税)が、退職した月(退職日が月末の場合は翌月)からその翌年度末までの間、前年度の給与所得を3割に軽減して算定されます。

◆軽減制度

次のような世帯は、均等割額、平等割額が軽減されます。

世帯主と被保険者全員の前年中所得の合計額が下記の金額以下の場合	
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円 + (世帯主を除いた被保険者数) × 24万5千円
2割軽減	33万円 + (被保険者数) × 35万円

世帯の所得とは、同じ世帯の次の人の所得を合計した額です。

◎世帯主(国保被保険者でない場合も含む)

◎国保被保険者

- 5年前までに国保被保険者だった後期高齢者医療制度の被保険者

※軽減判定するときの所得は、公的年金等特別控除(15万円)が適用され、青色事業専従者給与及び事業専従者控除・長期譲渡所得等の特別控除の適用はありません。

国民健康保険料(税)は前年度の所得等を基に計算されますので、退職後、当健康保険組合の任意継続被保険者となった場合よりも納める保険料が安くなる場合があります。

上記の要件に該当する方は、この制度の対象になる可能性があります。双方の保険料等を比較して、どちらに加入されるかご検討ください。

国民健康保険料(税)の額や制度の詳しい内容につきましては、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(当健康保険組合の) 任意継続被保険者となる

退職にともない、健康保険の被保険者資格を喪失することになりますが、資格喪失後においても、一定の加入要件を満たす方は、自分で保険料を納めることにより、継続して健康保険に加入することができます。

1. 加入要件

資格喪失日の前日までに、継続して2ヵ月以上被保険者期間があること。

2. 加入期間

最長で2年間（ただし、後期高齢者医療制度の被保険者になる方については、その当日（75歳の誕生日）に資格喪失）

3. 保険料額

退職（資格喪失）後は事業主の負担がなくなるため、**全額自己負担**。また、満40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険料も必要。

※保険料額は退職（資格喪失）時の標準報酬月額と、毎年度定める任意継続被保険者の標準報酬月額の上限を比較して、低い方の標準報酬月額により算出。

▼保険料額表はこちら

https://www.sei-kenpo.or.jp/system/data/etc/75/75_1.pdf



4. 申請期間

資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内（必着）

5. 申請方法

「任意継続被保険者資格取得申出書」をご記入のうえ、当健康保険組合に郵送（郵送料は自己負担）

6. 初回保険料納付期限

当健康保険組合が指定する日（申請受付後、当健康保険組合から保険料額等の案内を送付）

7. 保険料納付方法

当健康保険組合の銀行口座への振込、または納付書による納付（手数料は自己負担）

8. 保険料納付回数

2回目以降の保険料は、毎月納付する「**毎月払い**」と事前に一定期間分を一括して納付する「**前納払い**」があり、どちらかを選択。

【納付回数について】

毎月払い…**毎月10日（10日が土日・祝日の場合は翌営業日）までに納付が必要**。納期を1日でも過ぎると、任意継続被保険者の資格がなくなります。

前納払い…前納開始月の前月末日（末日が土日・祝日の場合は翌営業日）までに納付が必要。

〔前納期間〕 6ヵ月分（約1.1%の割引）：4月分～9月分または10月分～翌年3月分

12ヵ月分（約2.1%の割引）：4月分～翌年3月分

※年度途中で任意継続被保険者の資格を取得した場合は資格を取得した月の翌月分以降の期間、資格を喪失する場合は資格を喪失する月の前月までの期間となります。

保険料額の考え方

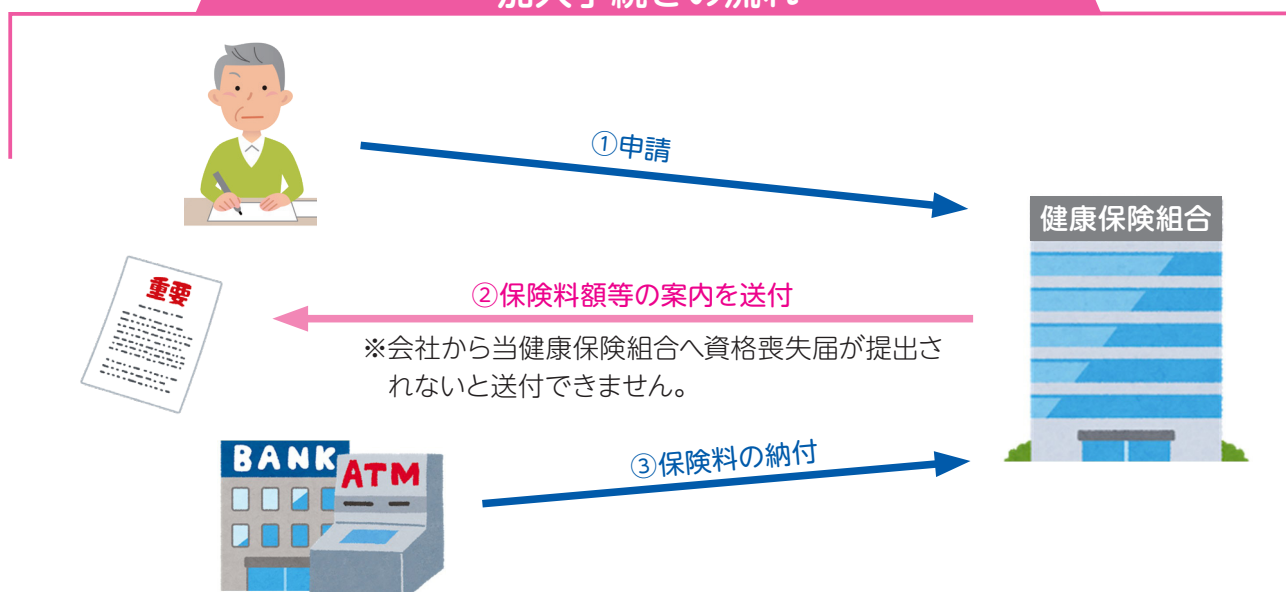
任意継続被保険者の保険料額は、退職時の標準報酬月額に保険料率をかけて計算するため、所得の減少があっても保険料は変動しません。そのため、2年度目以降の保険料額は国民健康保険に加入した方が低額になることがあります。

毎年3月上旬頃に次年度の保険料額を文書でご案内していますので、その際に国民健康保険の保険料額と比較されることをおすすめします。

被扶養者について

被扶養者の収入や現況確認のため、申請後に確認書類の送付等を求めることがあります。また、確認の結果被扶養者の認定ができないことがあります。

加入手続きの流れ



① 申請

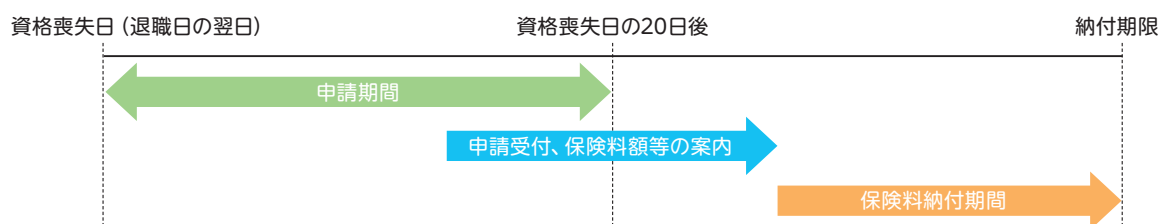
資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を郵送してください。
※加入手続きが完了するまでの間、一時的にマイナ保険証を利用できなくなることがあります。

② 保険料額等の案内を送付

会社から当健康保険組合へ資格喪失届が提出された後、保険料額等の案内をご自宅に送付します。
※マイナ保険証をお持ちでない方については、申請なしで資格確認書が交付されます。

③ 保険料の納付

当健康保険組合が指定する期限までに保険料の納付がなかった場合は、**任意継続被保険者の資格が取消**となりますのでご注意ください。



A4用紙にコピーしてお使いください

申請方法：郵送

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

常務理事	事務長	担 当

事業所 記号		被保険者 番号		社員番号	(事業所記号・被保険者番号が不明な場合ご記入ください)		
勤務していた 事業所の名称				勤務していた 事業所の住所			
氏 名	(フリガナ)			性別	男 女	生 年 月 日	年 月 日
住民票住所	(〒 -)						
居 所 (住民票住所と異なる場合)	(〒 -)						
電話番号				メールアドレス			
資格喪失年月日 (退職日の翌日)	年 月 日						

給付金・還付金振込先 (被保険者名義)	金融機関名	本支店名	普通 当座	口座番号	
				口座名義	(フリガナ)

保険料納付方法	毎月納付	半期前納(半年払)	通年前納(年払)
---------	------	-----------	----------

引き続き被扶養者とされる方	氏名	性別	続柄	生年月日	住所(被保険者と異なる場合ご記入ください)	
		男 女		年 月 日	住民票	(〒 -)
					居所	(〒 -)
		男 女		年 月 日	住民票	(〒 -)
					居所	(〒 -)
		男 女		年 月 日	住民票	(〒 -)
居所					(〒 -)	

健保記 入欄	(任継)記号		(任継)番号		資格取得年月日	年 月 日		
	標準報酬月額		千円	システム処理 年月日	納付書送付 年月日		初回納付 期限	

住友電気工業健康保険組合

送り先

〒541-0041 大阪市中央区北浜4-5-33 / 住友電気工業健康保険組合 TEL 06(6220)4156